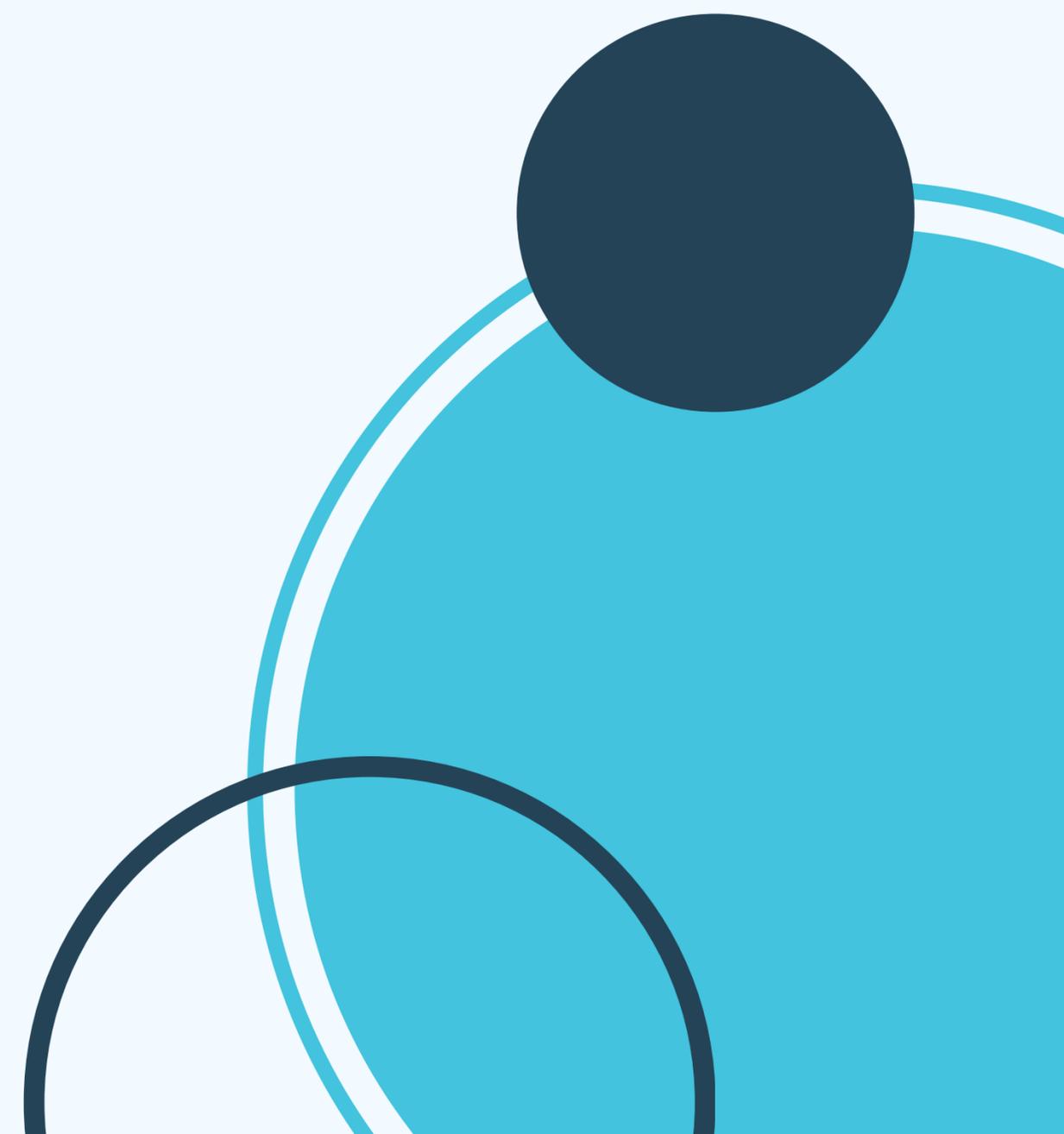


# 子ども性暴力対策 積み残された課題

荻上チキ（評論家）



# A) SNSでの「性的文脈付与」をどう考えるか

## 「性的文脈付与」とは？

- ・ 「アスリート盗撮」が話題だが、アスリート以外にも幅広く、被害を受ける問題がある。
- ・ 現在は「撮影」にフォーカスされているが、「性的消費が意図されていると、社会通念上認められるような、動画の編集およびアップロード」が、多数存在する。
- ・ 被写体が実在している画像・動画のうち、当人への同意や許諾なく、性的文脈での消費が、持続的かつ公然と行われているようなケースをどのように位置付けるか。

例) 「赤外線カメラ ストリート」「風のいたずら」「見えた」「女子アナ」「ハプニング」「ポロリ」「透ける」「放送事故」といったキーワードなどで動画・画像を収集&掲載。PV数を稼ぎつつ、アフィリエイトや有料サイトに誘導するケースも。



# B) オンラインハラスメントと2次加害①

## 「オンラインハラスメント」とは？

- ・ オンライン上での各種ハラスメントが問題となっているが、対処には多くの課題が残る
- ・ オンラインハラスメントの背景にあるのは、匿名性だけではない。人はしばしば、オフラインとオンラインとで異なる規範を持つ。また、人はプラットフォームやアカウントに応じて、異なる振る舞いをする。周囲が無礼であれば、自分にも無礼を許容し、周囲が礼節を守っていれば、自分も逸脱行為を控えると言った具合に。
- ・ オフラインの日常では抑制している行動が、オンライン上では行われることを「オンライン脱抑制効果」と呼ぶ。人は周囲の書き込み風土からシグナルを受け取り、自らの振る舞いを調整する。
- ・ SNSでの攻撃行動を抑えるには、「攻撃抑制規範」の刺激や、「第三者の介入」が行われるプラットフォームであること、そして攻撃の道具的手段が制御されていることが重要となる。



# B) オンラインハラスメントと2次加害②

## 「2次加害」を抑制するには？

- ・ 各種ハラスメントを「自分ごと」として考えるのは、受け手の「信念」を揺るがすような体験でもある。人は、他者がハラスメントを受けたという不快な情報を受け取ると、世界への信頼が揺らいでしまう。
- ・ 自らの世界観を維持するため、人は「被害者非難」を行う。つまりは「自分は被害に遭わない」という説得を自らに行うために、「あの人は落ち度があったから被害にあった」として、問題を個人化し、信念を防衛する（公正世界信念）。
- ・ ただし、人はバッドニュースを受け取った時、必ず被害者非難を行うというわけではない。その問題を改善するための方略が存在する場合や、個人ではなく政策などにフレーミングされた場合は、被害者非難や攻撃が抑制される。

→啓発だけでなく、被害者支援の道具的浸透も重要となる

# B) オンラインハラスメントと2次加害③

## プラットフォームの責任と可視化

- ・プラットフォームによる「第三者の介入」は、いじめなどの攻撃行動を抑制する。
- ・他方で、「無法地帯」であると認知されたプラットフォームでは、攻撃行動が助長される。
- ・各プラットフォームの運営は現状、自治的なルールによって行われている。一方で、それぞれのSNSは、「通報件数」や「対処件数」、あるいは「対処事案の代表例」の可視化度合いに差がある。
- ・また、日本法人があるSNSとないSNSとでは、対応のコストやスピードが大きく異なる。

→攻撃状況のトレーサビリティをどう確保するかが今後の課題となる。オンライン上での、子どもの安全のための行動計画について、多くのプラットフォームへの、コミットメントへの呼びかけが必要となる。



# C) レクチャリングハラスメント

## 指導を装ったハラスメント / 指導の名の下のハラスメント

- ・表現の現場調査団「『表現の現場』ハラスメント白書2021」では、アート、演劇、映画、漫画、ダンスなど、幅広い「表現の現場」におけるハラスメント実態を調査。

- ・その結果、教育機関、習い事、専門学校、稽古、指導、オーディションなどの場面・状況で、①指導（レクチャー）の名の下に行われるハラスメントや、②指導を装って行われるハラスメントが横行していることがわかった。

※集団の前で性的なエピソードの開示を求められる、不必要な身体接触が行われる、成長に必要なだという名目で性的行為を要求される、教員に個室などに呼び出される、など)

## 背景

- ・「表現の現場」では、指導者と学生との間に、「業界内での権威勾配」が大きく、ジェンダーギャップも大きい。また、多くの「指導する表現者」は、ティーチングやコーチングのスキルを身につける機会がないまま、指導現場に立っている。

- ・「表現の現場」では、逸脱行動について、「そういうもの」（クールなものだ）だという価値づけによる「丸め込み」も行われる。

# D) 男性、性的マイノリティの被害対応①

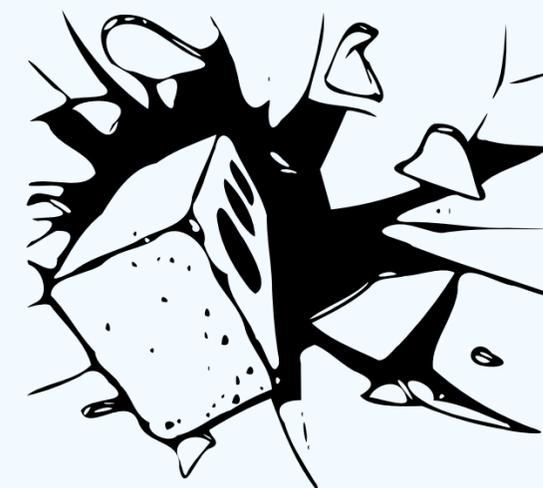
## 男性性被害の体験について

若年時、同性である男性から性暴力を受けた。

なぜ、その体験について、即座に「問題」と捉えられなかったか。

- ①性的知識が欠如していたこと（性的強要だと認識できなかった）
- ②内なるホモフォビアが存在したこと（ネタ消費し続けていた）
- ③男性版レイプ神話が内面化されていたこと（男性被害は女性被害より深刻ではない、など）
- ④ジェンダーステレオタイプの内面化による「被害者イメージ」との不一致
- ⑤被害を言語化する言葉を獲得できていなかったこと（「性的いたずら」との矮小化）

これらのことから、「被害」であったと認識するのに多くの時間を必要とした。

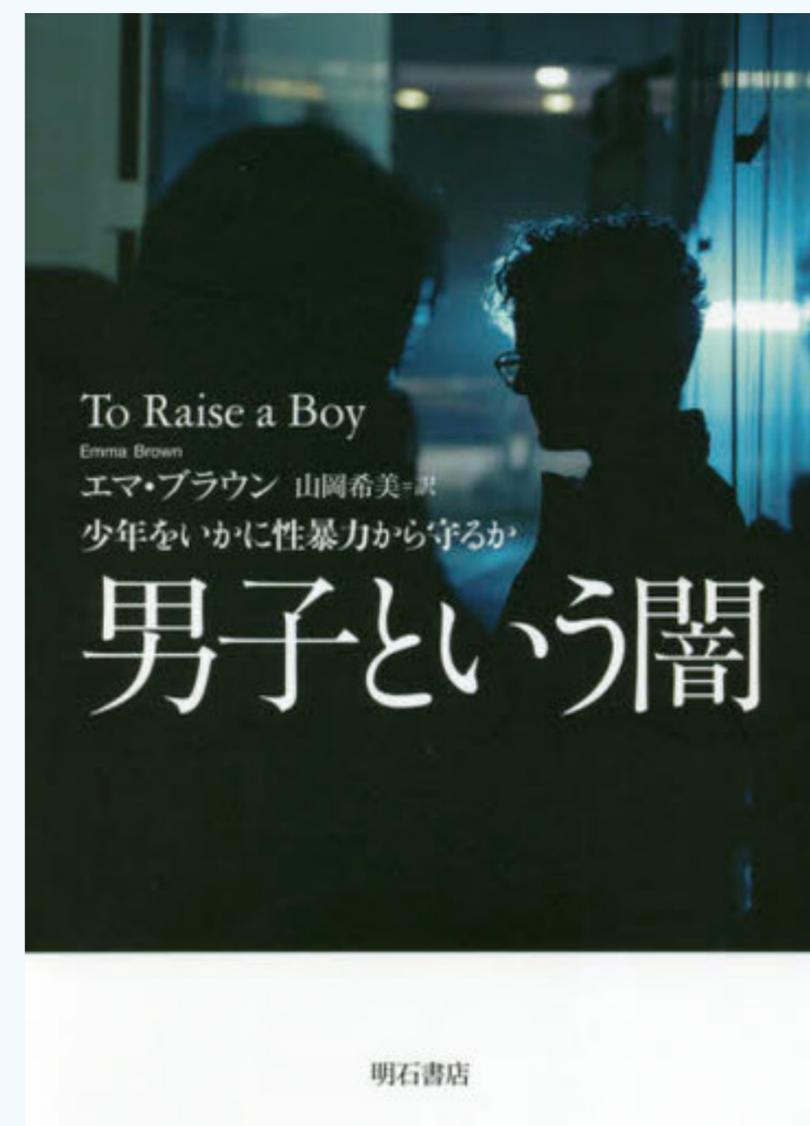


# D) 男性、性的マイノリティの被害対応②

## 過小評価しない

- ・ 男性も性被害に遭っている
  - ・ 性的マイノリティは、より多くの被害に遭う可能性があるハイリスク層である
  - ・ ジェンダーステレオタイプは、男性の性被害・性加害両方に影響を与える（男性らしさは、男性を加害者にするだけでなく、被害者にもする）
- ※NGOのPROMUNDO（プロムンド）が2016年に実施した「The Man Box（マン・ボックス）」調査を元に、2021年には電通総研が国内調査を行い、日本でも追認された。

→包括的性教育では、性と生殖の知識だけでなく、性的同意と不同意性交、他者のバウンダリー（境界線）を尊重する「性的市民権」（ジェニファー・ハーシュ&シエマス・カーン）教育も重要。



# E) 性的いじめ対策

## いじめ対策の拡充

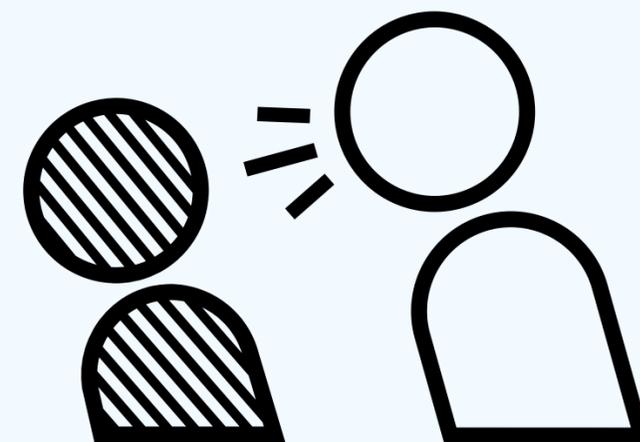
- ・ KiVA、SEL、オルヴェウス・いじめ防止プログラムなど、海外で導入されているいじめ防止プログラムのいくつかは、メタ分析によってその効果が実証されており、およそ2割程度の被害・加害を減少させる。
- ・ 日本で「いじめ防止法」が成立してから、いじめ経験率は減少しているものの、小学生の間での、1割弱の減少にとどまっている（国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2016-2018」）
- ・ いじめ全般への対処が不十分であることに加えて、国内の効果測定、および具体化されたいじめ防止プログラムの実施が不十分
- ・ 加えて、性的なバッド・ランゲージへの介入、マルトリートメント（不適切な扱い）やヘイジング（しごきの儀式）の制止技術、いじめ被害のハイリスク層である性的マイノリティへのマイクロアグレッションへの対応が積み残し
- ・ いじめ防止法は各学校や自治体に行動計画の作成と推進を求めるが、教員の多忙化は、自治的な各種取り組みを阻害する。また、いじめ定義には「学校外」が含まれるが、対処責任が曖昧な状況。

# F) ストリートハラスメント

## 公共空間でのハラスメント対策

ハラスメント対策は、職場や学校など、持続的な関係が想定された上で行われてきたが、公共空間でのハラスメントにフォーカスした対策も必要

- ・「痴漢」と呼ばれる性犯罪に限らず、女性の70%、男性の32.2%が電車やバス、道路などの公共空間で、何らかのハラスメント被害を経験している。（「#Wetoo JAPAN」調べ、2019）
- ・「過去1年で痴漢にあった割合」では10代が最多。「通勤・通学時間が長い」「中学時代、私服ではなく制服だった」生徒ほど、「痴漢」被害の経験率が高かった。
- ・「痴漢」以外にも、過剰な声かけや路上でのしつこい付き纏い・勧誘、からかいなど、ストリートハラスメントについての調査が行われている国はいくつかある。



# G) 虐待の教唆や推奨

## 性的虐待を含む、集団や他者による虐待の教唆や推奨への対応

- ・ いわゆる「宗教2世」に対する体験調査では、特定の新興宗教団体に所属する信者集団が、親に対して、虐待を教唆・推奨していたという体験が多く寄せられている（社会調査支援機構チキラボ「『宗教2世』当事者1,131人への実態調査」より）
- ・ 例えば「服を脱がせての鞭打ち」は、身体的虐待であると同時に、性的な辱めを含む行為でもある。
- ・ 虐待の推奨や、性的知識を意図的に与えないといった行為は、「特定の新興宗教団体」に限らない。結社や信仰の自由を前提しつつも、子どもの権利を奪う行為の推奨について注視が必要。
- ・ 児童虐待防止法は、「保護者から子どもへの虐待」を前提。集団的な虐待推奨に対して、歯止めが効きにくい。



# 今後について

## 「子どもの権利白書」作成と国際発信

- ・ 日本は「子どもの権利条約」に批准しており、その進捗を把握する必要がある。
- ・ 性暴力被害をはじめ、子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」があり、差別の禁止、子どもへの最善などの原則が守られている必要がある。
- ・ 各項目についての取り組み状況と、多国間比較を通じたモニタリングが必要。

## 「オンライン」「ストリート」の実態調査

- ・ オンラインハラスメントやストリートハラスメントは、被害状況の調査がまだ少ない現状
- ・ 各プラットフォームの取り組みについてもばらつきがあるが、「子どもが安心してアクセスできる公共空間」という理念の共有とコミットメント、および対策事例の共有などが求められる。

# 今後について

## 「児童虐待防止法」「刑法及び刑事訴訟法」のさらなる検討

- ・ 虐待の教唆・推奨・幫助行為、および保護者による幫助や黙認などについて明確化、啓発
- ・ 性的文脈の公然かつ持続的な付与について、社会通念上、許容されない事案の把握と対処検討

## 研究休暇（サバティカル）を通じた現場スキルの向上と共有＝研究休暇法の制定を

・ 性的いじめやレクチャリングハラスメントなど、被害状況を改善するためには、各現場での介入手法の共有に加え、基本的な対応スキル、教育スキルの向上が必要。適切な給与を確保した上での研究休暇を通じ、OJTに止まらない知見更新を推奨。

## 最も重要なのは予算確保！

・ 教員、保育士、児童相談所職員、SSWやSC、オンラインパトロールなど、子どもに関わる人員の不足と過剰労働が深刻化。各種被害は、個人の人権侵害であることに加え、長期的な損失であることを理解した上で、早期の予算拡大が不可欠。